

# 令和8年度 起業家支援事業助成金のご案内

(一般事業枠) (ふるさと・事業承継枠) (若者枠) (社会的事業枠)

申込受付期間：4月17日(金)～6月22日(月) <<最終日16時必着>>

ー 兵庫県内で起業・第二創業又は事業承継を目指す方々を応援します！ ー

## 1 応募資格 ※詳しくは募集要項をご覧ください

以下の要件に該当する代表者(すべて県内に活動拠点を置いて令和14年1月末まで事業を営み続ける意思を有する方が対象です。)

区分	要件
一般事業枠	①県内に居住、または令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業*をした方、又は予定している方
ふるさと・事業承継枠 <small>「事業承継」 法人：先代経営者が代表取締役を退任し、後継経営者が代表取締役に就任すること、又は当該法人が営む事業を先代経営者以外の者(法人を含む)が引き継ぐこと。 個人：先代経営者は廃業届を、後継経営者は開業届を提出し、商号(屋号)や経営資源を承継すること。</small>	【ふるさと】 ◇令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、5年以上(令和14年1月末日まで)県内に居住し続ける意思を有する方で次のいずれかに該当する場合 ①県内に活動拠点を置いて、令和7年4月1日から令和9年1月末日までに起業・第二創業*を予定している方 ②令和8年4月1日から令和9年1月末日までに、県外の事業所(本店)を県内に移転する方(本店の移転登記) 【事業承継】 ◇県内の活動拠点を置いて、令和7年4月1日から令和9年1月末日までに事業承継した方、又は予定している方で5年以上(令和14年1月末日まで)県内に居住し続ける意思を有する方のうち、次のいずれかに該当する場合 ①令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移した方、又は予定している方 ②現在又は過去に兵庫県内市町で地域おこし協力隊として活動し、現在も県内に居住している方
若者枠	◇令和8年4月1日時点で30歳以下で下記の要件に該当する方 ①県内に居住、又は令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業*をした方、又は予定している方
社会的事業枠	①県内に居住、または令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和8年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて社会的事業の起業をした方、又は予定している方(※第二創業不可)

\* 第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出すること

## 2 助成対象経費・助成率・助成限度額 ※詳しくは募集要項をご覧ください

区分	対象経費	一般事業枠、若者枠、社会的事業枠 助成限度額		ふるさと・事業承継枠 助成限度額	
		(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合
起業等に要する経費	事務所開設費、備品費、専門家経費、広告宣伝費等	100万円以内	100万円以内	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	改修費	—	100万円以内	—	100万円以内
移住に要する経費	引越代、移住後の住居家賃等	—	—	100万円以内	100万円以内
計		100万円以内	200万円以内	200万円以内	300万円以内

■助成率 助成対象経費の2分の1以内 ■助成対象期間 令和8年4月1日～令和9年1月末日

※助成対象経費は、単価50万円(税抜き)未満のもの(募集要項参照)

## 3 応募方法等 ※詳しくは募集要項をご覧ください

- (1) 商工会・商工会議所又は兵庫県よろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けたうえで、申請書を提出してください。(所在地等：裏面参照)
- (2) 応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。

### ■この助成金に関するお問い合わせ

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター 創業推進部新事業課  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階  
TEL: 078-977-9072 E-Mail: shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp  
■窓口時間 平日(午前)9:00～12:00 (午後)13:00～17:00  
■募集要項・申請書等ダウンロード先  
<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索

